

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月22日提出
【計算期間】	第4期（自 2024年2月27日 至 2025年2月25日）
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・グローバルE S G・社債ファンド 2021-02（限定追加型）
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 和子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【事務連絡者氏名】	岡本 元樹
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【電話番号】	03 - 5962 - 9165
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として、新興国を含む世界の社債等のうち、信託期間内に満期償還を迎える債券に投資し、投資した債券は、原則として各債券の満期償還日まで保有することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

信託金の限度額

500億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの分類

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです（該当区分を網掛け表示しています。）。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

商品分類表の各項目の定義について

・単位型・追加型の区分...追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分...内外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分...債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ） 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回（隔月） 年 1 2 回（毎月） 日々 その他（ ）	グローバル （日本含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	あり （フルヘッジ） なし

属性区分表の各項目の定義について

・投資対象資産による属性区分...債券 一般

目論見書または投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

・決算頻度による属性区分...年 1 回

目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分...グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・為替ヘッジによる属性区分...為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当するもの以外の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

1 主として、新興国を含む世界の社債等のうち、信託期間内に満期償還を迎える債券に投資します。

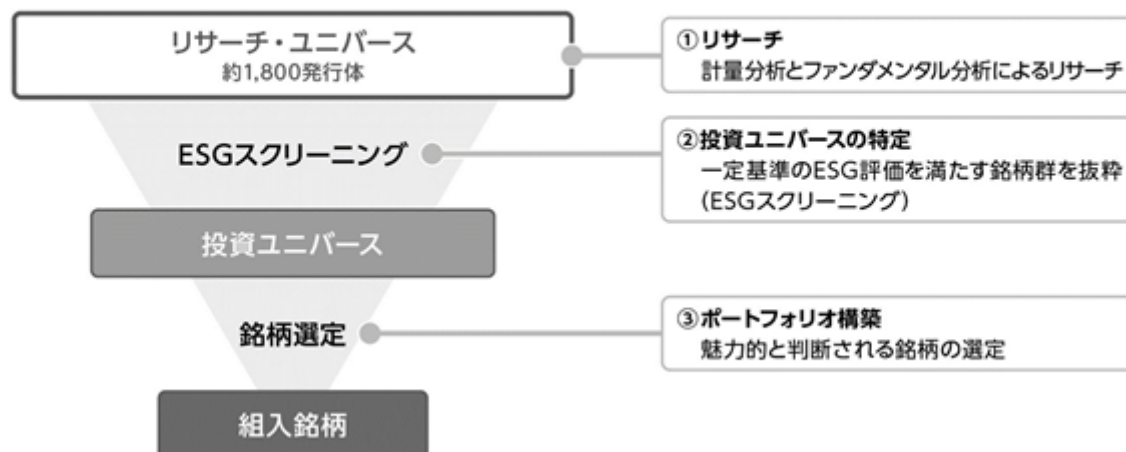
- 投資した債券は、原則として各債券の満期償還日まで保有します。
- 当ファンドの信託期間は、2021年2月26日から2026年2月25日までです。

2 ポートフォリオの構築にあたっては、計量分析とファンダメンタル分析による徹底したリサーチを行い、ESG評価が一定基準を満たす銘柄群の中から、将来の信用力分析やリスク特性などを考慮して魅力的と判断される銘柄を選定して投資します。

ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字をとったものです。ESG評価の高い企業は、事業環境等への対応能力やリスク管理に優れ、長期的に事業を継続できることが期待できると考えられます。

- ポートフォリオの構築にあたっては、取得時においてB-格相当以上の格付を有するものとし、ポートフォリオ構築完了時点における組入銘柄の平均格付はBBB-格相当以上とします。

運用プロセス



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

3 外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

- 完全に為替変動リスクを回避することはできません。

4 約5年の限定追加型*投資信託です。

- 当ファンドの信託期間は、2021年2月26日から2026年2月25日までです。
- 当ファンドの購入の申込みは、2021年1月25日から2021年3月12日までの間に限定して受付けます。

*「限定追加型」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集を行わないタイプの投資信託をいいます。

5 運用は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託します。

- 運用指図に関する権限委託：社債等の運用および為替の運用
*国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。
- 委託先
(投資顧問会社)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

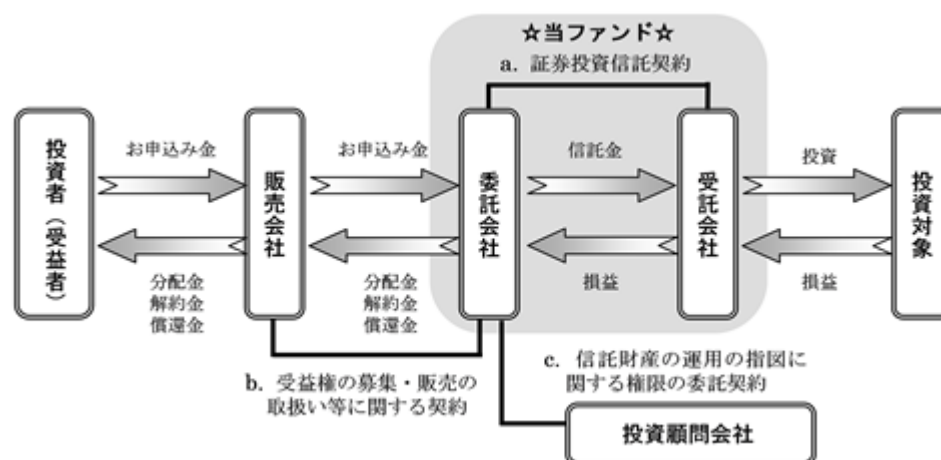
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2021年2月26日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みおよび関係法人の概要



< 販売会社 >

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

< 委託会社 >

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

< 受託会社 >

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。

< 投資顧問会社 >

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

・信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益証券の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において、「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2025年2月末現在）

b．委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c．大株主の状況

（2025年2月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市コマース・ストリート501	32,600株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用態度

a．主として、新興国を含む世界の社債等のうち、信託期間内に満期償還を迎える債券に投資します。投資した債券は、原則として各債券の満期償還日まで保有することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

b．ポートフォリオの構築にあたっては、計量分析とファンダメンタル分析による徹底したリサーチを行い、ESG評価（環境、社会、ガバナンス）が一定基準を満たす銘柄群の中から、将来の信用力分析やリスク特性などを考慮して魅力的と判断される銘柄を選定します。

- c. ポートフォリオの構築にあたっては、取得時においてB-格相当以上の格付を有するものとし、ポートフォリオ構築完了時点における組入銘柄の平均格付はBBB-格相当以上とします。（S&P、ムーディーズ、フィッチの最高格付を参照。）
- d. 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。
- e. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）に係る権利
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券
- n. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
- o. 外国貸付債権信託受益証券
- p. オプションを表示する証券または証書
- q. 預託証書
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券
- t. 抵当証券
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお a . の証券または証書、 l . ならびに q . の証券または証書のうち a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 b . から f . までの証券および l . ならびに q . の証券または証書のうち b . から f . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、 m . の証券および n . の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制

委託会社は信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の者に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

- アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
- アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として、毎年２月25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- c．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

（収益分配金に関する留意事項）

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益の分配方式

- a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（イ）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の２つのコースがあります。

a．「一般コース」

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、毎決算日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目までの日）から、販売会社においてお支払いを開始します。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

信託約款に定める投資制限

a．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

b．株式への投資割合

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

c．投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

d．新株引受権証券等への投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

e．投資信託証券への投資割合

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

f．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．先物取引等の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下、同じ。）

（ ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「（2）投資対象 金融商品の指図範囲 a．から d．」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（ ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 g．で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲a. からd.」に掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下、同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲a. からd.」に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下、同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- h. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- i . 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 本 i . に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 本 i . に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本 i . において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本 i . において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

j．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

k．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令により禁止または制限される取引等

a．同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

c．信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a．外国為替予約の指図

委託会社は、外貨建資産の為替ヘッジのため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b．有価証券の売却等および再投資の指図

（イ）委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

c．資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

金利変動リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。格付けの高い債券に比較して、高利回り社債や新興諸国の債券はデフォルトの恐れが高いと考えられます。また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

外貨建資産について為替予約取引などを用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、新興国市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、新興国債券は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

流動性リスク

市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。

一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当はリスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

債券運用に関わるリスクへの対応

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利変動 リスク	エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。 金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 格付予想モデルを使った分析も行っています。 分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
カントリー・ リスク	エマージング・カントリーについては、エマージング・カントリー専担のエコノミストの分析に加え、A Bでは、独自の「カントリー・リスク・ランキング・システム」を用い、常時監視しています。
流動性リスク	社債については、1発行体が発行した社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

委託会社におけるリスク管理

a. 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

ｂ．パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

ｃ．流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円））と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（１.１％（税抜１.０％）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

< 照会先 > アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

換金の申込みを受付けた日（以下、「換金申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額に０.３％の率を乗じて得た額とします。

（３）【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年率０.９６８％（税抜０.８８％）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率０.４５％	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価
販売会社	年率０.４％	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率０.０３％	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

当ファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

ファンドの信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（ただし、計算期間の最初の6ヵ月終了日に該当する日が休業日のときはその翌営業日とします。以下同じ。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

その他の費用

- a. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- b. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- c. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。
その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。
- a. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- b. 有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- c. 目論見書作成、印刷および提供等に係る費用
- d. 運用報告書の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- f. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- g. この信託の計理業務（設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- h. 信託財産の監査に係る費用
・受益権の管理事務に係る費用
- j. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
- k. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用

上記の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます（これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。）。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

上記 および のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。
- ・上記 a. から f. までに記載されている法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・提供等および届出に係る費用です。
- ・信託財産の監査に係る費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用（監査費用）です。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a．個人の受益者に対する課税

（イ） 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（ロ） 損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ） 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」のご利用について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

上記は2025年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・グローバルＥＳＧ・社債ファンド２０２１－０２（限定追加型）

2025年 2月28日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	コスタリカ	256,202,767	3.76
	エジプト	295,311,769	4.34
	小計	551,514,536	8.10
社債券	日本	242,689,955	3.56
	アメリカ	1,134,986,349	16.68
	メキシコ	36,061,909	0.53
	ドイツ	136,843,969	2.01
	フランス	623,176,697	9.16
	スペイン	29,991,473	0.44
	イギリス	1,305,842,159	19.19
	トルコ	309,692,973	4.55
	オーストラリア	593,599,307	8.72
	バミューダ	310,611,142	4.56
	シンガポール	312,539,487	4.59
	インドネシア	306,842,209	4.51
	インド	309,784,625	4.55
	イスラエル	33,591,561	0.49
	英ヴァージン諸島	302,182,233	4.44
小計		5,988,436,048	88.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	261,519,705	3.84
合計(純資産総額)		6,801,470,289	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年 2月28日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
1	イギリス	社債券	LLOYDS BANKING GROUP PLC	2,143,000	14,924.94	319,841,523	14,932.72	320,008,309	4.582	2025年12月10日	4.70
2	イギリス	社債券	JAGUAR LAND ROVER AUTOMO	2,020,000	15,665.65	316,446,178	15,660.51	316,342,455	4.5	2026年 1月15日	4.65
3	フランス	社債券	SOCIETE GENERALE	2,113,000	14,914.61	315,145,825	14,926.14	315,389,340	4.75	2025年11月24日	4.63
4	オーストラリア	社債券	WESTFIELD AMERICA MANAGE	1,674,000	18,822.23	315,084,144	18,827.70	315,175,731	2.125	2025年 3月30日	4.63
5	シンガポール	社債券	BOC AVIATION LTD	2,140,000	14,586.23	312,145,526	14,604.64	312,539,487	1.75	2026年 1月21日	4.59
6	アメリカ	社債券	OMEGA HLTHCARE INVESTORS	2,078,000	14,990.34	311,499,442	14,996.18	311,620,738	5.25	2026年 1月15日	4.58
7	イギリス	社債券	HSBC HOLDINGS PLC	2,085,000	14,917.90	311,038,387	14,920.75	311,097,679	4.25	2025年 8月18日	4.57
8	アメリカ	社債券	HOST HOTELS & RESORTS LP	2,085,000	14,914.46	310,966,613	14,920.75	311,097,679	4.5	2026年 2月 1日	4.57
9	バミューダ	社債券	AIRCASTLE LTD	2,074,000	14,971.93	310,518,017	14,976.42	310,611,142	5.25	2025年 8月11日	4.56
10	アメリカ	社債券	XEROX HOLDINGS CORP	2,090,000	14,883.93	311,074,202	14,845.31	310,267,152	5	2025年 8月15日	4.56
11	インド	社債券	BHARTI AIRTEL LTD	2,073,000	14,939.46	309,695,020	14,943.78	309,784,625	4.375	2025年 6月10日	4.55
12	トルコ	社債券	KOC HOLDING AS	2,070,000	14,961.01	309,692,973	14,961.01	309,692,973	6.5	2025年 3月11日	4.55

13	フランス	社債券	BNP PARIBAS	2,068,000	14,888.27	307,889,498	14,883.33	307,787,357	4.375	2025年9月28日	4.52
14	インドネシア	社債券	TOWER BERSAMA INFRASTRUC	2,100,000	14,602.10	306,644,196	14,611.53	306,842,209	2.75	2026年1月20日	4.51
15	イギリス	社債券	HEATHROW FINANCE PLC	1,624,000	18,851.85	306,154,052	18,866.00	306,383,840	5.75	2025年3月3日	4.50
16	英ヴァージン諸島	社債券	HUARONG FINANCE II	2,020,000	14,963.25	302,257,816	14,959.51	302,182,233	5	2025年11月19日	4.44
17	エジプト	国債証券	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,996,000	14,773.02	294,869,632	14,795.17	295,311,769	5.25	2025年10月6日	4.34
18	オーストラリア	社債券	MACQUARIE BANK LTD	1,862,000	14,958.16	278,521,116	14,952.93	278,423,576	4.875	2025年6月10日	4.09
19	コスタリカ	国債証券	REPUBLIC OF COSTA RICA	1,715,000	14,937.06	256,170,682	14,938.93	256,202,767	4.375	2025年4月30日	3.76
20	日本	社債券	MIZUHO FINANCIAL GROUP	1,228,000	14,894.11	182,899,679	14,905.93	183,044,877	4.353	2025年10月20日	2.69
21	アメリカ	社債券	PVH CORP	1,203,000	14,937.81	179,701,907	14,927.48	179,577,670	4.625	2025年7月10日	2.64
22	ドイツ	社債券	DEUTSCHE BANK AG	915,000	14,958.01	136,865,881	14,955.62	136,843,969	4.5	2025年4月1日	2.01
23	日本	社債券	NISSAN MOTOR CO	403,000	14,784.70	59,582,348	14,800.26	59,645,078	3.522	2025年9月17日	0.87
24	イギリス	社債券	ROLLS-ROYCE PLC	330,000	15,766.48	52,029,388	15,760.56	52,009,876	4.625	2026年2月16日	0.76
25	メキシコ	社債券	BBVA BANCOMER SA TEXAS	245,000	14,690.11	35,990,771	14,719.14	36,061,909	1.875	2025年9月18日	0.53
26	イスラエル	社債券	LEVIATHAN BOND LTD	225,000	14,916.11	33,561,253	14,929.58	33,591,561	6.125	2025年6月30日	0.49
27	スペイン	社債券	BANCO SANTANDER SA	200,000	14,988.10	29,976,207	14,995.73	29,991,473	5.179	2025年11月19日	0.44
28	アメリカ	社債券	ZF NA CAPITAL	150,000	14,944.54	22,416,824	14,948.74	22,423,110	4.75	2025年4月29日	0.32

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2025年 2月28日現在

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
国債証券	外国	8.10
社債券	国内	3.56
	外国	84.47
合計		96.15

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

アライアンス・バーンスタイン・グローバルＥＳＧ・社債ファンド２０２１－０２（限定追加型）

2025年 2月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2022年 2月25日）	14,557	14,557	9,710	9,710
第2期計算期間末（2023年 2月27日）	12,202	12,202	9,028	9,028
第3期計算期間末（2024年 2月26日）	9,041	9,041	9,199	9,199
第4期計算期間末（2025年 2月25日）	6,805	6,805	9,229	9,229
2024年 2月末日	9,035	—	9,217	—
3月末日	8,772	—	9,219	—
4月末日	8,460	—	9,168	—
5月末日	8,229	—	9,181	—
6月末日	8,031	—	9,187	—
7月末日	7,809	—	9,212	—
8月末日	7,661	—	9,232	—
9月末日	7,600	—	9,250	—
10月末日	7,418	—	9,227	—
11月末日	7,257	—	9,224	—
12月末日	7,078	—	9,219	—
2025年 1月末日	6,942	—	9,230	—
2月末日	6,801	—	9,239	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2021年 2月26日～2022年 2月25日	0
第2期計算期間	2022年 2月26日～2023年 2月27日	0
第3期計算期間	2023年 2月28日～2024年 2月26日	0
第4期計算期間	2024年 2月27日～2025年 2月25日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	2021年 2月26日～2022年 2月25日	2.9
第2期計算期間	2022年 2月26日～2023年 2月27日	7.0
第3期計算期間	2023年 2月28日～2024年 2月26日	1.9
第4期計算期間	2024年 2月27日～2025年 2月25日	0.3

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・グローバルＥＳＧ・社債ファンド２０２１－０２（限定追加型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2021年 2月26日～2022年 2月25日	15,564,396,361	572,362,619	14,992,033,742
第2期計算期間	2022年 2月26日～2023年 2月27日	—	1,475,801,335	13,516,232,407
第3期計算期間	2023年 2月28日～2024年 2月26日	—	3,686,616,280	9,829,616,127
第4期計算期間	2024年 2月27日～2025年 2月25日	—	2,456,086,389	7,373,529,738

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

2021年1月25日から2021年3月12日までの期間に限定して取得の申込みの受付を行いました。その詳細は以下のとおりです。

（1）申込方法

2021年3月13日以降は取得の申込みの受付は行いません。

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付を行います。

ただし、以下のいずれかに該当する日には、取得申込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日

取得申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

（2）取扱いコース

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあります。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認の上お申込みください。

（3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円））とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

（4）申込単位

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（1.1%（税抜1.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

（６）受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、当初申込期間にかかるものについては当ファンドの設定日（2021年２月26日）に、継続申込期間にかかるものについては追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

（７）その他留意点

委託会社は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することがあります。

また、以下の場合には、委託会社の判断で当ファンドの設定を中止することがあります。

- ・当ファンドの当初募集金額が50億円を下回った場合、または下回ることが予想される場合
- ・当初申込期間中の市場環境等の変化等により、目標とする投資成果が見込めないと委託会社が判断した場合

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

２【換金（解約）手続等】

（１）換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付けを行います。

ただし、以下のいずれかに該当する日には、換金の申込みの受付けは行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日

原則、換金のお申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。

（３）信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

（４）換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（５）換金手数料

ありません。

（６）換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として５営業日目から販売会社において支払います。

（７）その他留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付けを取消することがあります。

換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記（２）に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、１万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「Ｅ債2102」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

国内債券 / 外国債券	原則として、計算日（外国で取引されているものについては計算日の前日）における以下のいずれかの価額で評価します。 1. 価格情報会社の提供する価額 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
----------------	---

- ・ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・ 外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（２）【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は2021年２月26日から2026年２月25日までとしますが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、下記「(5)その他 信託契約の解約（繰上償還）」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年２月26日から翌年２月25日までとすることを原則としますが、計算期間の終了日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。ただし、第１計算期間は、2021年２月26日から2022年２月25日までとし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a．委託会社は、以下の事由に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ファンドの信託財産の純資産総額が30億円を下回ったとき

受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

- b．委託会社は、上記 a．の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c．上記 b．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．上記 b．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
- e．上記 b．から d．までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b．から d．までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。
- f．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の「信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、以下の「信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本 に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項（信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の3分の2以上に当たる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- e. 上記 b. から d. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に定める信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a．他の受益者の氏名または名称および住所
- b．他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.alliancebernstein.co.jp>）に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて提供等を行います。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には提供等を行います。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改等

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

a．「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して５営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「２ 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期（2024年2月27日から2025年2月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・グローバルE S G・社債ファンド2021-02（限定追加型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2024年 2月26日現在)	第4期 (2025年 2月25日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	19,608,161	24,352,814
コール・ローン	56,343,266	20,181,926
国債証券	857,964,241	553,102,067
社債券	8,318,948,644	6,013,166,514
派生商品評価勘定	5,202,344	157,609,738
未収入金	58,914,357	57,732,705
未収利息	105,259,427	72,267,377
流動資産合計	9,422,240,440	6,898,413,141
資産合計	9,422,240,440	6,898,413,141
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	324,012,518	38,197,080
未払解約金	9,064,293	19,121,881
未払受託者報酬	1,585,136	1,201,003
未払委託者報酬	44,912,116	34,028,371
未払利息	158	-
その他未払費用	764,550	643,980
流動負債合計	380,338,771	93,192,315
負債合計	380,338,771	93,192,315
純資産の部		
元本等		
元本	9,829,616,127	7,373,529,738
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	787,714,458	568,308,912
（分配準備積立金）	994,793,691	989,999,101
元本等合計	9,041,901,669	6,805,220,826
純資産合計	9,041,901,669	6,805,220,826
負債純資産合計	9,422,240,440	6,898,413,141

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 (自 2023年 2月28日 至 2024年 2月26日)	第4期 (自 2024年 2月27日 至 2025年 2月25日)
営業収益		
受取利息	476,700,261	342,935,271
有価証券売買等損益	362,212,697	142,479,382
為替差損益	585,469,486	398,382,388
その他収益	10,801,544	8,777,925
営業収益合計	264,245,016	95,810,190
営業費用		
支払利息	108,036	1,678
受託者報酬	3,441,684	2,563,805
委託者報酬	97,514,145	72,640,941
その他費用	2,278,358	1,874,690
営業費用合計	103,342,223	77,081,114
営業利益又は営業損失（ ）	160,902,793	18,729,076
経常利益又は経常損失（ ）	160,902,793	18,729,076
当期純利益又は当期純損失（ ）	160,902,793	18,729,076
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	349,425	881,252
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,313,556,017	787,714,458
剰余金増加額又は欠損金減少額	364,589,341	201,557,722
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	364,589,341	201,557,722
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	787,714,458	568,308,912

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第4期 (自 2024年 2月27日 至 2025年 2月25日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (3) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (2) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2024年2月27日から2025年2月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第3期 (自 2023年 2月28日 至 2024年 2月26日)	第4期 (自 2024年 2月27日 至 2025年 2月25日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第3期 (2024年 2月26日現在)	第4期 (2025年 2月25日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,829,616,127口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,373,529,738口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 787,714,458円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 568,308,912円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9199円 (10,000口当たり純資産額 9,199円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9229円 (10,000口当たり純資産額 9,229円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 (自 2023年 2月28日 至 2024年 2月26日)	第4期 (自 2024年 2月27日 至 2025年 2月25日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

第3期 (自 2023年 2月28日 至 2024年 2月26日)	第4期 (自 2024年 2月27日 至 2025年 2月25日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第3期 (2024年 2月26日現在)	第4期 (2025年 2月25日現在)
(１) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(１) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(２) 時価の算定方法 国債証券、社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(２) 時価の算定方法 国債証券、社債券 同左
派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（その他の注記）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。	派生商品評価勘定 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 (自 2023年 2月28日 至 2024年 2月26日)	第4期 (自 2024年 2月27日 至 2025年 2月25日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第4期 (自 2024年 2月27日 至 2025年 2月25日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第3期 (2024年 2月26日現在)	第4期 (2025年 2月25日現在)
期首元本額 13,516,232,407円	期首元本額 9,829,616,127円
期中追加設定元本額 - 円	期中追加設定元本額 - 円
期中一部解約元本額 3,686,616,280円	期中一部解約元本額 2,456,086,389円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第3期 (2024年 2月26日現在)	第4期 (2025年 2月25日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	42,406,951	17,896,530
社債券	222,812,650	104,550,304
合計	265,219,601	122,446,834

３．デリバティブ取引等関係

第3期（2024年 2月26日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	313,397,727	-	318,573,006	5,175,279
	米ドル	261,899,875	-	265,861,955	3,962,080
	ユーロ	32,546,965	-	33,369,581	822,616
	英ポンド	18,950,887	-	19,341,470	390,583
	売建	9,344,001,459	-	9,667,986,912	323,985,453
	米ドル	7,881,922,723	-	8,171,803,219	289,880,496
	ユーロ	546,480,314	-	564,133,747	17,653,433
	英ポンド	915,598,422	-	932,049,946	16,451,524
合計		9,657,399,186	-	9,986,559,918	318,810,174

第4期（2025年 2月25日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	599,719,205	-	586,913,962	12,805,243
	米ドル	545,142,416	-	532,953,664	12,188,752
	英ポンド	54,576,789	-	53,960,298	616,491
	売建	7,433,470,232	-	7,301,252,331	132,217,901
	米ドル	6,344,874,225	-	6,226,099,605	118,774,620
	ユーロ	389,783,340	-	381,824,990	7,958,350
	英ポンド	698,812,667	-	693,327,736	5,484,931
合計		8,033,189,437	-	7,888,166,293	119,412,658

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式（2025年 2月25日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2025年 2月25日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,996,000.00	1,970,131.84	
		REPUBLIC OF COSTA RICA	1,715,000.00	1,711,570.00	
	小計	銘柄数：2	3,711,000.00	3,681,701.84 (553,102,067)	
		組入時価比率：8.1%		8.4%	
	国債証券計			553,102,067 (553,102,067)	
社債券	米ドル	AIRCASTLE LTD	2,074,000.00	2,074,684.42	
		BANCO SANTANDER SA	200,000.00	200,282.00	
		BBVA BANCOMER SA TEXAS	245,000.00	240,467.50	
		BHARTI AIRTEL LTD	2,073,000.00	2,069,185.68	
		BNP PARIBAS	2,068,000.00	2,057,122.32	
		BOC AVIATION LTD	2,140,000.00	2,085,558.40	
		DEUTSCHE BANK AG	915,000.00	914,451.00	
		HOST HOTELS & RESORTS LP	2,085,000.00	2,077,681.65	
		HSBC HOLDINGS PLC	2,085,000.00	2,078,161.20	
		HUARONG FINANCE II	2,020,000.00	2,019,495.00	
		KOC HOLDING AS	2,070,000.00	2,069,172.00	
		LEVIATHAN BOND LTD	225,000.00	224,235.00	
		LLOYDS BANKING GROUP PLC	2,143,000.00	2,136,978.17	
		MACQUARIE BANK LTD	1,862,000.00	1,860,901.42	
		MIZUHO FINANCIAL GROUP	1,228,000.00	1,222,019.64	
		NISSAN MOTOR CO	403,000.00	398,091.46	
		OMEGA HLTHCARE INVESTORS	2,078,000.00	2,081,241.68	
		PVH CORP	1,203,000.00	1,200,654.15	
		SOCIETE GENERALE	2,113,000.00	2,105,604.50	
		TOWER BERSAMA INFRASTRUC	2,100,000.00	2,048,802.00	
		XEROX HOLDINGS CORP	2,090,000.00	2,078,400.50	
		ZF NA CAPITAL	150,000.00	149,775.00	
	小計	銘柄数：22	33,570,000.00	33,392,964.69 (5,016,625,085)	
		組入時価比率：73.7%		76.4%	
	ユーロ	JAGUAR LAND ROVER AUTOMO	2,020,000.00	2,033,715.80	
		ROLLS-ROYCE PLC	330,000.00	334,379.10	
	小計	銘柄数：2	2,350,000.00	2,368,094.90 (372,240,837)	
		組入時価比率：5.5%		5.7%	
	英ポンド	HEATHROW FINANCE PLC	1,624,000.00	1,622,782.00	
		WESTFIELD AMERICA MANAGE	1,674,000.00	1,670,116.32	
	小計	銘柄数：2	3,298,000.00	3,292,898.32 (624,300,592)	
		組入時価比率：9.2%		9.5%	
	社債券計			6,013,166,514 (6,013,166,514)	
合計			6,566,268,581 (6,566,268,581)		

(注１)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注２)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注３)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

アライアンス・バーンスタイン・グローバルE S G・社債ファンド2021 - 02（限定追加型）

2025年 2月28日現在

資産総額	6,838,143,706円
負債総額	36,673,417円
純資産総額（ - ）	6,801,470,289円
発行済口数	7,361,660,300口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9239円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2025年2月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年2月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	71本	6,337,639百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	5本	72,935百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	76本	6,410,575百万円

純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）および第29期事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（１）【貸借対照表】

科 目	期 別	注記 番号	第28期 (2023年12月31日現在)	第29期 (2024年12月31日現在)
			金 額	金 額
(資産の部)			千円	千円
流 動 資 産				
預金			5,177,049	6,994,550
有価証券			2,115,792	2,154,660
前払費用			141,385	103,059
未収入金			57,243	146,802
未収委託者報酬			3,330,454	4,549,809
未収運用受託報酬			656,841	633,299
流 動 資 産 合 計			11,478,764	14,582,179
固 定 資 産				
有形固定資産				
建物		*2	452,223	347,853
器具備品		*2	99,762	111,047
有形固定資産合計			551,985	458,900
無形固定資産				
ソフトウェア			-	-
電話加入権			2,204	2,204
無形固定資産合計			2,204	2,204
投資その他の資産				
投資有価証券			-	-
長期差入保証金			147,562	125,011
長期前払費用			10,842	7,347
繰延税金資産			509,936	498,399
投資その他の資産合計			668,340	630,757
固 定 資 産 合 計			1,222,529	1,091,861
資 産 合 計			12,701,293	15,674,040
(負債の部)				
流 動 負 債				
預り金			46,649	42,502
未払金				
未払手数料			1,554,093	2,125,315
未払委託計算費			25,161	45,413
その他未払金		*1	2,742,832	4,747,249
未払費用			174,488	190,718
未払賞与			747,465	860,336
未払法人税等			270,368	208,334
流 動 負 債 合 計			5,561,056	8,219,867
固 定 負 債				
退職給付引当金			493,753	494,353
関係会社長期借入金			1,903,230	2,121,660
固 定 負 債 合 計			2,396,983	2,616,013
負 債 合 計			7,958,039	10,835,880
(純資産の部)				
株 主 資 本				
資本金			1,630,000	1,630,000
資本剰余金				
資本準備金			1,500,000	1,500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			1,321,662	1,273,787
利益剰余金合計			1,321,662	1,273,787
株主資本合計			4,451,662	4,403,787
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			291,592	434,373
評価・換算差額等合計			291,592	434,373
純 資 産 合 計			4,743,254	4,838,160
負 債 ・ 純 資 産 合 計			12,701,293	15,674,040

（２）【損益計算書】

科 目	期 別 注記 番号	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
		金 額	金 額
		千円	千円
営業収益	*1		
委託者報酬		51,583,715	72,518,351
運用受託報酬		1,350,715	1,126,230
販売代行報酬		270,031	322,415
その他営業収益		21,068,164	31,031,861
営業収益計		32,136,297	42,935,135
営業経費			
支払手数料		25,363,768	35,700,498
広告宣伝費		109,896	146,871
調査費			
調査費		81,286	77,971
図書費		2,305	2,187
委託計算費		707,587	827,594
営業雑経費			
通信費		45,825	51,857
印刷費		38,093	39,999
協会費		25,481	23,564
諸会費		2,600	6,089
営業経費計		26,376,841	36,876,630
一般管理費	*1		
給料			
役員報酬		133,566	147,320
給料・手当		1,583,695	1,591,989
賞与		702,636	831,874
交際費		6,815	5,636
旅費交通費		36,479	59,102
租税公課		80,800	80,042
不動産賃借料		279,781	289,522
退職給付費用		124,460	147,988
固定資産減価償却費		173,854	164,603
関係会社付替費用		896,671	1,026,440
諸経費		513,684	582,502
一般管理費計		4,532,441	4,927,018
営業利益		1,227,015	1,131,487
営業外収益			
受取利息		104,776	111,305
その他営業外収益		691	389
営業外収益計		105,467	111,694
営業外費用			
支払利息		77,392	83,047
為替差損		89,808	176,497
営業外費用計		167,200	259,544
経常利益		1,165,282	983,637
特別利益			
投資有価証券売却益		2,129	97
特別損失			
投資有価証券売却損		519	-
税引前当期純利益		1,166,892	983,734
法人税、住民税及び事業税		423,673	391,674
法人税等調整額		26,841	51,478
法人税等計		396,832	340,196
当期純利益		770,060	643,538

（３）【株主資本等変動計算書】

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,830,000	1,500,000	783,518	783,518	3,913,518	201,273	4,114,791
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 231,918	△ 231,918	△ 231,918	-	△ 231,918
当期純利益	-	-	770,080	770,080	770,080	-	770,080
株主資本以外 の項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	90,319	90,319
当期変動額合計	-	-	538,144	538,144	538,144	90,319	828,463
当期末残高	1,830,000	1,500,000	1,321,882	1,321,882	4,451,882	291,592	4,743,254

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,830,000	1,500,000	1,321,882	1,321,882	4,451,882	291,592	4,743,254
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 891,413	△ 891,413	△ 891,413	-	△ 891,413
当期純利益	-	-	843,538	843,538	843,538	-	843,538
株主資本以外 の項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	142,781	142,781
当期変動額合計	-	-	△ 47,875	△ 47,875	△ 47,875	142,781	94,908
当期末残高	1,830,000	1,500,000	1,273,787	1,273,787	4,403,787	434,373	4,838,160

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～10年
器具備品	3～10年

（２）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（１）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（１）委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧問口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）成功報酬

当社が顧問口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

（４）その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5．未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中があります。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第28期 (2023年12月31日 現在)	第29期 (2024年12月31日 現在)
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
その他未払金 2,073,675千円	その他未払金 3,132,378千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 650,573千円 器具備品 312,754千円	建物 754,943千円 器具備品 347,496千円

(損益計算書関係)

第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。
その他営業収益 21,068,164千円 関係会社付替費用 896,671千円 支払利息 77,392千円	その他営業収益 31,031,861千円 関係会社付替費用 1,026,440千円 支払利息 83,047千円

（株主資本等変動計算書関係）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2023年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 231,916千円

1株当たりの配当額 7,114円

基準日 2022年12月31日

効力発生日 2023年 6月30日

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 691,413千円

1株当たりの配当額 21,209円

基準日 2023年12月31日

効力発生日 2024年 6月28日

（リース取引関係）

第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)		第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1 年内	226,714千円	1 年内	226,714千円
1 年超	806,091千円	1 年超	579,377千円
合計	1,032,805千円	合計	806,091千円

（金融商品関係）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ビーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第28期（2023年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,903,230	1,858,113	-45,117
負債計	1,903,230	1,858,113	-45,117

（注）（1）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

（2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 （千円）	レベル2 （千円）	レベル3 （千円）	合計 （千円）
関係会社長期借入金	-	1,858,113	-	1,858,113
負債計	-	1,858,113	-	1,858,113

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（1）関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

（注2）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	1,903,230	-
合計	-	-	-	-	1,903,230	-

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第29期（2024年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	2,121,660	2,038,559	-83,101
負債計	2,121,660	2,038,559	-83,101

（注）（1）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

（2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	2,038,559	-	2,038,559
負債計	-	2,038,559	-	2,038,559

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	2,121,660	-	-
合計	-	-	-	2,121,660	-	-

(有価証券関係)

第28期(2023年12月31日現在)

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

(注) 有価証券のうち2,115,792千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	95,012	2,129	-519
合計	95,012	2,129	-519

第29期（2024年12月31日現在）

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

（注）有価証券のうち2,154,660千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	2,081	97	-
合計	2,081	97	-

（退職給付関係）

第28期 （自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日）	第29期 （自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日）																																												
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>439,844 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>74,594 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>20,685 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>493,753 千円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>493,753 千円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>74,594 千円</td></tr> </table> 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,310千円でありました。	期首における退職給付引当金	439,844 千円	退職給付費用	74,594 千円	退職給付の支払額	20,685 千円	期末における退職給付引当金	493,753 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	493,753 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円	退職給付引当金	493,753 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円	簡便法で計算した退職給付費用	74,594 千円	1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>81,875 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>81,275 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>494,353 千円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>494,353 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>494,353 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>494,353 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>494,353 千円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>81,875 千円</td></tr> </table> 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。	期首における退職給付引当金	493,753 千円	退職給付費用	81,875 千円	退職給付の支払額	81,275 千円	期末における退職給付引当金	494,353 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	494,353 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円	退職給付引当金	494,353 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円	簡便法で計算した退職給付費用	81,875 千円
期首における退職給付引当金	439,844 千円																																												
退職給付費用	74,594 千円																																												
退職給付の支払額	20,685 千円																																												
期末における退職給付引当金	493,753 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	493,753 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円																																												
退職給付引当金	493,753 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	74,594 千円																																												
期首における退職給付引当金	493,753 千円																																												
退職給付費用	81,875 千円																																												
退職給付の支払額	81,275 千円																																												
期末における退職給付引当金	494,353 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	494,353 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円																																												
退職給付引当金	494,353 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	81,875 千円																																												

（税効果会計関係）

第28期 (2023年12月31日現在)	第29期 (2024年12月31日現在)																																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>9,303</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>53,860</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>62,367</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>207,756</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>851</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>156,670</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>149,221</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>42,979</td></tr> <tr> <td>長期繰延資産（移転支援金）</td><td>-</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>130,092</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>552,915</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異における評価性引当額</td><td>42,979</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>509,936</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払事業税否認	9,303	未払費用否認	53,860	親会社持分報酬制度負担額	62,367	賞与引当金損金算入限度超過額	207,756	貯蔵品	851	減価償却超過額	156,670	退職給付引当金損金算入限度超過額	149,221	原状回復費用否認	42,979	長期繰延資産（移転支援金）	-	その他	130,092	繰延税金資産小計	552,915	将来減算一時差異における評価性引当額	42,979	繰延税金資産計	509,936	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>8,915</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>58,830</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>51,232</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>238,884</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>1,234</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>181,609</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>149,405</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>50,933</td></tr> <tr> <td>長期繰延資産（移転支援金）</td><td>-</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>191,710</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>549,332</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異における評価性引当額</td><td>50,933</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>498,399</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払事業税否認	8,915	未払費用否認	58,830	親会社持分報酬制度負担額	51,232	賞与引当金損金算入限度超過額	238,884	貯蔵品	1,234	減価償却超過額	181,609	退職給付引当金損金算入限度超過額	149,405	原状回復費用否認	50,933	長期繰延資産（移転支援金）	-	その他	191,710	繰延税金資産小計	549,332	将来減算一時差異における評価性引当額	50,933	繰延税金資産計	498,399
繰延税金資産	千円																																																								
未払事業税否認	9,303																																																								
未払費用否認	53,860																																																								
親会社持分報酬制度負担額	62,367																																																								
賞与引当金損金算入限度超過額	207,756																																																								
貯蔵品	851																																																								
減価償却超過額	156,670																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	149,221																																																								
原状回復費用否認	42,979																																																								
長期繰延資産（移転支援金）	-																																																								
その他	130,092																																																								
繰延税金資産小計	552,915																																																								
将来減算一時差異における評価性引当額	42,979																																																								
繰延税金資産計	509,936																																																								
繰延税金資産	千円																																																								
未払事業税否認	8,915																																																								
未払費用否認	58,830																																																								
親会社持分報酬制度負担額	51,232																																																								
賞与引当金損金算入限度超過額	238,884																																																								
貯蔵品	1,234																																																								
減価償却超過額	181,609																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	149,405																																																								
原状回復費用否認	50,933																																																								
長期繰延資産（移転支援金）	-																																																								
その他	191,710																																																								
繰延税金資産小計	549,332																																																								
将来減算一時差異における評価性引当額	50,933																																																								
繰延税金資産計	498,399																																																								
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.4</td></tr> <tr> <td>評価性引当額取崩し</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>34.0 %</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6 %	（調整）		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.4	評価性引当額取崩し	0.6	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0 %	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.8</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>34.6 %</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6 %	（調整）		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.8	評価性引当額	0.8	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.6 %																																
法定実効税率	30.6 %																																																								
（調整）																																																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.4																																																								
評価性引当額取崩し	0.6																																																								
その他	0.4																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0 %																																																								
法定実効税率	30.6 %																																																								
（調整）																																																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.8																																																								
評価性引当額	0.8																																																								
その他	0.4																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.6 %																																																								

（資産除去債務関係）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	51,583,715
運用受託報酬	1,350,715
販売代行報酬	270,031
その他営業収益	21,068,164
合計	32,136,297

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	72,518,351
運用受託報酬	1,126,230
販売代行報酬	322,415
その他営業収益	31,031,861
合計	42,935,135

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,636,007 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・ 運用商品の 運用を 再委託	その他 営業収益	21,068,165	未払金	2,073,675
							諸経費の 支払	896,671		

（注）1．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	157,256 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	1,903,230
							支払利息	77,392	その他未払金	21,305

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	5,049,135 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	31,131,136	未払金	3,132,378
							諸経費の支払	1,026,440		

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	191,484 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	2,121,660
							支払利息	83,047	その他未払金	23,985

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	51,583,715	1,350,715	270,031	21,068,164	32,136,297

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
52,972,507	21,101,412	265,202	32,136,297

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 21,101,412千円となります。

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	72,518,351	1,126,230	322,415	31,031,861	42,935,135

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
73,743,856	31,126,478	317,757	42,935,135

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 31,126,478千円となります。

（1株当たり情報）

項 目	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
1株当たり純資産額	145,498 円 59 銭	148,409 円 82 銭
1株当たり当期純利益	23,621 円 48 銭	19,740 円 42 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
当期純利益（千円）	770,060	643,538
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	770,060	643,538
期中平均株式数（株）	32,600	32,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額： 324,279百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額： 10,000百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下のとおりです。

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
株式会社北陸銀行	140,409百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958百万円	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2023年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	44億48百万米ドル [*] （約6,310億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝141.83円（2023年12月29日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資運用業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約35億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド＝180.68円（2023年12月29日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約9億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル＝96.94円（2023年12月29日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	290百万香港ドル（約53億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル＝18.15円（2023年12月29日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

* 出資者に帰属するパートナー資本を記載しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰金の運用の指図を除きます。）の委託契約に基づき、信託財産の運用の指図を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアは委託会社の全株を保有し、同社および、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【参考情報】

計算期間中に提出した書類及び提出年月日

2024年5月23日 有価証券報告書

2024年11月25日 半期報告書

独立監査人の監査報告書

2025年3月14日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月30日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバルE S G・社債ファンド2021-02（限定追加型）の2024年2月27日から2025年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバルE S G・社債ファンド2021-02（限定追加型）の2025年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。